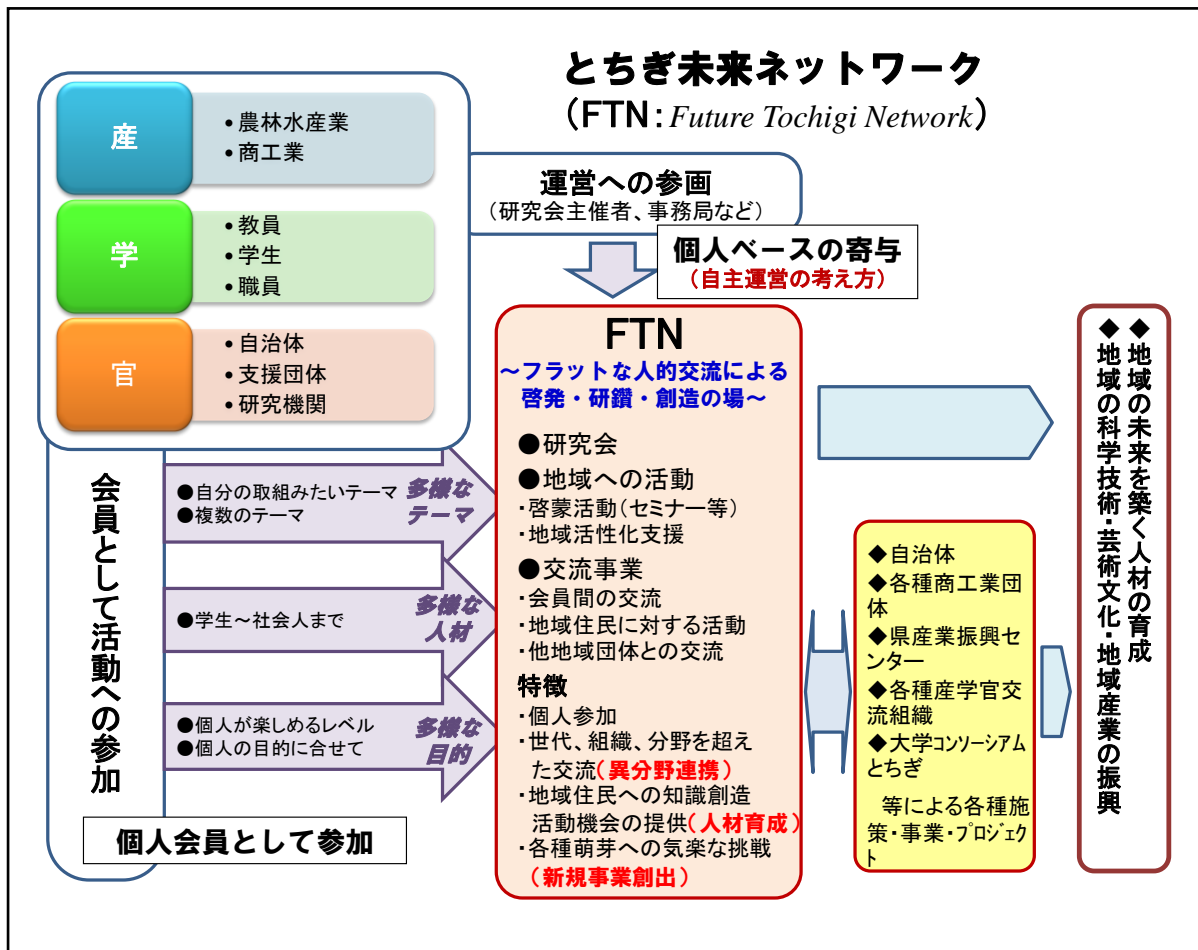


とちぎ未来ネットワーク(FTN)入会のご案内

平成 23 年 10 月 15 日に「とちぎ未来ネットワーク (FTN)」が、個人会員 133 名、法人会員 5 社で発足しました。FTN は、異業種間で肩書きや立場を越えて情報交換を行い、地域産業の振興、人材育成などを目指しております。設立の趣旨にご賛同をいただくとともに、多くの皆様に入会いただきたくご案内申し上げます。

平成 23 年 10 月 15 日
とちぎ未来ネットワーク
会長 進村 武男

- 設立趣意書
- 会則
- 入会申込書



とちぎ未来ネットワーク(FTN)設立趣意書

100年に一度といわれる大不況が世界と日本を覆ってから1年以上が経過した。過去において、政府の緊急経済対策により、「最悪の事態は脱し、景気は次第に持ち直しに向かっている」という楽観的な見方も一時期には出てきていたものの、雇用、家計収入等の指数は大きく落ち込み、依然として改善できない状況が続いている。

このような状況下、栃木県は輸送機器、情報機器、電気機器といった輸出関連産業の構成比率は他県に比較して高いため、非正規労働者の失職や、正規労働者の人員整理などが他県より高めの人数で推移してきており、県民生活に与える影響は大きなものとなっている。そのため、県民が一体となり、「地域課題解決に向けた新たな取り組み」、すなわち、栃木県における新分野開拓を含む地域の課題を解決するための新たな産学官の緊密な連携を今こそ立ち上げ実現する必要があると強く訴えるものである。

栃木県内には、栃木県産業技術センター、栃木県産業振興センター、19の高等教育機関から構成される大学コンソーシアムとちぎをはじめ、栃木県北東部産業交流会や鹿沼ものづくり研究会など当該地域独自の7つの連携組織が形成されており、様々な産学官連携活動を展開している。各組織がその役割を十分に果たしていることは論ずるまでもないが、現状は小地域におけるやや似通った同種分野の連携活動である。現在から将来において求められる連携の形態は、これまでとは大きく異なり、内容・分野が異なる異分野連携の推進が必要であろう。「異分野連携」によってはじめて新分野(フロンティア)の創出・開拓ができるのであり、斬新なアイデアを引き出せることを考えれば、今こそ、他県には見られない栃木県独自の異分野連携活動を促進できる新たな連携組織の立ち上げの必要性を痛感するものである。

既存の組織体制では、いままで誰も着想できず、誰も気づかない斬新で有効な手法や全く新しい技術・アイデアは生まれ難いと考えられる。日頃から縁遠い関係にある異分野の原理原則を他分野に組み込んで適用し、全く新たな内容の創出が期待できる。そのためには、先ずは人材の交流(サロン)、人と人との関わりを通じて情報交換し、互いに異分野の組み合わせ作業を経て、新たな発想・着想を期待したい。同種分野の連携からなる既存組織の現状を維持・温存しつつ、新分野(フロンティア)の開拓のために、既存組織を前後左右・縦と横に結ぶ新たな連携(ネットワーク)の構築が求められる。

この新たなとちぎ未来ネットワークは、他県には見られない栃木県独自の組織であるべきであり、基本的に異分野の交流と自由な発想をもつ個々人の交流を基本とする。このことから、従来型の団体組織ではなく、分野を異にする多様な知識や多様なノウハウ、多様な経験をもつ個人会員から構成されるところに特長がおかれる。個人の交流を基本としているが故に、ネットワークとして「交流の場」を設定したい。

このような異分野連携を促進し、新分野を創出するネットワークにおいて、交流・情報交換の場が提供され、これまで実現できなかった新たな産学官連携の取り組みが可能となる。栃木県におけるネットワークは新しい全国モデルとなり得ると確信する。

さらに、この新たな連携モデルに学生が参加することにより、異分野に抵抗感をもたない若者の育成、すなわち、異分野連携に強い人材の育成が期待できる。異分野連携に強い人材の育成が栃木県には必要であり、このことが大きな特色の一つにもなり得る。

新分野(フロンティア)の創出と人材の育成による地域の活性化の促進、具体的には、異分野連携の推進による新しいアイデアの創出、新技術の創出、医工連携、農商工連携の推進、低炭素社会を核とした循環型社会の形成など、栃木県の地域社会が抱える課題の解決、中小企業の技術力の底上げ、若い人材の育成を目的とした新たな組織として、「とちぎ産学官連携組織=FTN(とちぎ未来ネットワーク)」を結成するものである。

FTN（とちぎ未来ネットワーク）は、自治体、産業界、大学、ボランティア、NPOなどの有志による相互理解と意見情報交換が行われる個人参加のオープンな人的ネットワークである。個々人が、肩書・立場・産学官の枠組・年齢等を一切捨てて参加することにより、まったく自由な意見交換、多様な分野間の情報交換、新しい協力・支援体制の組み合わせと、そこから出される発見、多様な技術の新たな活用の模索等々が可能になる。

とちぎ未来ネットワーク（FTN）は、栃木県における新たな地域おこし、産業の振興、見識の広い人材の育成のための新しい「場（サロン）」を提供するものである。

以上

平成22年7月7日

FTN 設立発起人	（敬称略・順不同）
進村 武男	（大学コンソーシアムとちぎ 理事長）
福田 富一	（栃木県知事）
板橋 敏雄	（社団法人栃木県経済同友会 筆頭代表幹事）
小林 辰興	（株式会社栃木銀行 代表取締役会長）
佐藤 栄一	（宇都宮市長）
藤沢 智	（株式会社足利銀行 代表執行役頭取）

とちぎ未来ネットワーク(FTN) 会則

(名 称)

第 1 条 本会の名称を、とちぎ未来ネットワーク (*Future Tochigi Network*) とし、通称名として「FTN」を用いる。

(目 的)

第 2 条 本会は、異分野連携を大きく前進させ、新産業の創出や地域の活性化を担う人材の自己研鑽の場を提供するため、産学官民の枠組み、社会的立場、肩書、年齢、国籍等を超えた広範かつフラットな人的ネットワークを形成し、会員相互の交流と情報交換の促進を図り、地域の未来を築く人材の育成と地域の科学技術・芸術文化・地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員相互の交流・情報交換会
- 二 テーマを設定した研究会
- 三 適正な情報収集と会員への情報発信
- 四 異分野連携の促進
- 五 関連団体との連絡・交流・協力
- 六 その他必要とされる事業

(会 員)

第 4 条 本会は、以下の4種の会員により構成する。

- 一 正会員：本会の目的に賛同する個人
- 二 法人会員：本会に協賛する法人
- 三 学生会員：本会の目的に賛同する学生個人
- 四 特別会員：会長が本会の運営上特に必要と認めたる者

2 入会するには、1名の会員の推薦または運営委員会の承認を必要とする。

3 法人会員については、一口について個人会員1名の登録ができ、正会員と同等の資格を保有させることができる。

(会 長)

第 5 条 本会に、会長1名を置く。

- 2 会長は、正会員の中から総会で選出する。
- 3 会長は、本会を代表する。
- 4 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 会長が欠けたとき又は事故あるときは、第7条第3項の運営委員長がその職務を代理する。

(総 会)

第 6 条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長が招集し、正会員により構成され、年一回開催する。

2 総会の議長は会長が務める。

3 総会の議決事項は次のとおりとし、各議案はメール等で配信した議決行使書を以って賛否を問うことができる。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 会則の制定及び改正
- 四 会長の選出及び改選

五 その他必要と認める事項

- 4 総会は会員の1/2以上の出席をもって成立する。
- 5 議決は出席会員の過半数により決する。賛否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第7条 本会の運営について協議するため、運営委員会を設置する。
- 2 運営委員は、会長が会員の中から指名する。
 - 3 運営委員長は、運営委員の中から互選する。
 - 4 運営委員は、分野別あるいは異分野連携の研究会を担当して支援する。

(事務局)

- 第8条 事務局は運営委員が担うこととする。

(研究会)

- 第9条 会員は、テーマを設定した研究や情報交換を行うため、研究会を設置することができる。研究会を設置する場合は、担当運営委員名と共に事務局に届け出、廃止する場合は、担当運営委員を通して事務局に届け出ることとする。なお、研究会の維持経費は、研究会の参加者によって負担することを原則とする。

(会費)

- 第10条 正会員費は年間2千円とし、法人会員費は年間一口1万円とする。法人会員は複数口の会費納入を妨げない。特別会員及び学生会員の会費は徴収しない。

(退会)

- 第11条 会員は本人の申し出により退会できるものとする。
- 2 会員が年会費を納入しない場合は退会したものとする。
 - 3 禁止事項に反し会員資格を喪失した者から推薦を受けていた会員の資格については、その都度運営委員会で審議する。
 - 4 退会后に、1名の会員の推薦または運営委員会の承認があれば再入会を認める。

(禁止事項)

- 第12条 会員は、次の事項に該当する行為を禁止する。
- 一 法令、公序良俗に反する行為
 - 二 政治活動、選挙運動、もしくはそれらに類似する行為と、宗教などへの勧誘行為
 - 三 運営委員会が承認していない営業活動やその他の行為
 - 四 本会の活動や運営を妨害する行為
- 2 会員が前項に掲げる事項に該当する場合は会員資格を喪失するものとする。

(雑則)

- 第13条 この会則に定める項以外、必要な事項は運営委員会において協議し、会長の決裁を得ることとする。

附則

- この会則は、平成23年10月15日から施行する。

平成 年 月 日

FTN 入会申込書（個人会員用）

		名簿掲載 の可否
フリガナ		
ご氏名		
ご住所	〒	
ご連絡先	Tel :	
	Fax :	
	e-mail :	
所属（勤務先）		
所属の業種		
申込者の専門分野		
紹介者		
コメント		

斜線は名簿等に掲載しません。

- ※年会費は、個人会員の場合は 2,000 円です。後日、請求させていただきます。
- ※紹介者が 1 名必要です。紹介者がいない場合でも運営委員会で承認されれば、入会が可能です。紹介者がなく運営委員会に直接入会を諮る場合は紹介者の欄に「運営委員会」とご記入ください。
- ※ご記入いただいた個人情報は、当会の活動のみに使用いたします。

○申込書送付先

FTN 会員担当：網屋 宛
e-mail : info@ftn-tochigi.com
Fax : 028-689-7141

○問合せ等

担当：網屋（アミヤ）
〒321-8585 宇都宮市陽東7-1-2
宇都宮大学地域共生研究開発センター内
e-mail : info@ftn-tochigi.com
Tel : 028-689-6138

平成 年 月 日

FTN 入会申込書（法人会員用）

		名簿掲載 の可否
フリガナ		
ご法人名		
申込口数	1 <input type="checkbox"/> 10,000 円/年 () <input type="checkbox"/>	
ご住所	〒	
業種		
ご登録者の氏 名と連絡先	登録者名（フリガナ）	
	Tel : Fax :	
	e-mail :	
紹介者		
コメント		

斜線は名簿等に掲載しません。

- ※法人会員は、お一人の方が会員として登録できます。
- ※登録者をご担当者が別の場合は担当者氏名・連絡先をコメント欄にご記入下さい。
- ※年会費は、後日、請求させていただきます。
- ※紹介者が 1 名必要です。紹介者がいない場合でも運営委員会で承認されれば、入会が可能です。紹介者がなく運営委員会に直接入会を諮る場合は紹介者の欄に「運営委員会」とご記入ください。
- ※ご記入いただいた情報は、当会の活動のみに使用いたします。

○申込書送付先

FTN 会員担当：網屋 宛
e-mail : info@ftn-tochigi.com
Fax : 028-689-7141

○問合せ等

担当：網屋（アミヤ）
〒321-8585 宇都宮市陽東7-1-2
宇都宮大学地域共生研究開発センター内
e-mail : info@ftn-tochigi.com
Tel : 028-689-6138

平成 年 月 日

FTN 入会申込書（学生会員用）

		名簿掲載 の可否
フリガナ		
ご氏名		
ご住所	〒	/
ご連絡先	Tel :	
	Fax :	
	e-mail :	
所属大学		
専門分野		
紹介者		/
コメント		/

斜線は名簿等に掲載しません。

※年会費は、学生会員の場合は無料です。

※紹介者が 1 名必要です。紹介者がいない場合でも運営委員会で承認されれば、入会が可能です。紹介者がなく運営委員会に直接入会を諮る場合は紹介者の欄に「運営委員会」とご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、当会の活動のみに使用いたします。

○申込書送付先

FTN 会員担当：網屋 宛

e-mail : info@ftn-tochigi.com

Fax : 028-689-7141

○問合せ等

担当：網屋（アミヤ）

〒321-8585 宇都宮市陽東7-1-2

宇都宮大学地域共生研究開発センター内

e-mail : info@ftn-tochigi.com

Tel : 028-689-6138